

平成 28 年 5 月 26 日

株主各位

名古屋市東区葵三丁目 15 番 31 号  
株式会社ヤマナカ  
代表取締役社長 中野 義久

「第 59 回定時株主総会招集ご通知」事業報告の一部訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 28 年 5 月 25 日付でご送付いたしました当社「第 59 回定時株主総会招集ご通知」事業報告の記載に一部訂正がございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたしますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

訂正箇所

招集ご通知 15 頁

(下線は訂正部分)

訂正前	訂正後
取締役会議事録は <u>取締役開催</u> 毎に作成し、「文書取扱規程」に基づいて取締役会事務局において保存している。	取締役会議事録は <u>取締役会開催</u> 毎に作成し、「文書取扱規程」に基づいて取締役会事務局において保存している

以上



# 第59回

## 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

平成28年6月14日（火曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時）

開催  
場所

名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテル メルパルクNAGOYA  
2階「瑞雲の間」  
（末尾の株主総会会場ご案内図を  
ご参照ください。）

書面による議決権行使期限:

平成28年6月13日（月曜日）午後6時まで

株式会社 ヤマナカ

### 目次

招集ご通知	1
添付書類	2~37
事業報告	2
連結計算書類	16
計算書類	27
監査報告書	35
株主総会参考書類	38~46
第1号議案 剰余金の処分の件	38
第2号議案 取締役7名選任の件	39
第3号議案 取締役に対する業績 連動型株式報酬等の 額決定の件	43

証券コード 8190

(証券コード8190)  
平成28年5月25日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号

株 式 会 社 **ヤマナカ**  
代表取締役社長 中 野 義 久

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月13日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成28年6月14日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）  |
| 2. 場 所          | 名古屋市東区葵三丁目16番16号<br>ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」<br>（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）                         |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第59期（平成27年3月21日から平成28年3月20日まで）事業報告、<br>連結計算書類および計算書類の内容報告の件<br>2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 取締役7名選任の件  |
| 第3号議案           | 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件  |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.super-yamanaka.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による積極的な経済・金融政策により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。中国や欧州の景気減速に加え、金融市場では円高・株安傾向に転じるなど、先行き不透明な状況にあります。

小売業界におきましては、雇用・所得環境は改善傾向にあるものの、食品や日用品の相次ぐ値上げなどにより家計の節約志向は根強く、個人消費は力強さに欠ける展開が続きました。

こうしたなか当社グループは、平成28年3月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定し、「経営の質を向上させ持続的成長を目指す」ことをテーマに掲げ、①当社の強みを最大限発揮、②店舗および本部の生産性向上、③働き甲斐のある職場作りの3つを経営課題の軸として取り組んでまいりました。

店舗政策では、当社の特徴の一つである高質業態「フランテ」の強化に取り組み、平成27年9月に八事フランテ（名古屋市天白区）の大型改装を実施するとともに、同年11月に四軒家店（名古屋市守山区）を改築し、郊外型フランテモデルの確立を目指し、四軒家フランテに業態変更いたしました。

また、新店では新たな小型店フォーマットの確立を目指し、同年8月に陽なたの丘店（愛知県知多郡阿久比町）を新設するとともに、既存店舗の活性化を図るため、白土フランテ館（名古屋市緑区）、一宮フランテ館（愛知県一宮市）などの改装を実施いたしました。

販売政策では、他社との差別化を図るため、クックパッドの料理レシピを活用したメニュー提案や全国各地の人気商品を集めた物産フェアの開催など、食生活提案型の販促企画を実施するとともに、料理の実演販売を行う“クッキングサポートコーナー”を大型店中心に積極導入し、当期末現在13店舗で展開しております。

商品政策では、当社の強みとする生鮮食品の強化に取り組み、産地や品質にこだわった“バイヤーいち押し”商品や地域の消費者ニーズに対応した地場商品の拡充を図りました。また、特にデリカ部門では、改装等に合わせ惣菜売場を拡げるとともに、弁当や冷惣菜など品揃えの充実を図りました。

店舗運営面では、店舗の生産性向上に向けて、基本作業の徹底・教育による作業効率の改善に取り組むとともに、日配品の適正発注システムやセルフレジの導入を進めながら、店内作業の軽減を図りました。

また、各店舗ではパート社員の感性やアイデアを売場に反映させるために、小集団活動を積極的にを行い、好事例を社内ネットで配信し、横展開を図るなど、職場の活性化に取り組みました。

なお、子会社政策において当社は、平成27年9月10日付で日配品・米飯類の製造を行うサンデイリー株式会社の株式を追加取得し、同社を完全子会社化いたしました。

このような結果、当連結会計年度における経営成績は、当社の既存店売上高は前期比101.4%と伸長いたしました。八事フランテ、四軒家フランテの改装・改築による長期休業の影響等により、全店売上高は前期比99.5%にとどまったことから、売上高にその他の営業収入を加えた営業収益は1,003億46百万円（前期比0.5%減）となりました。利益面では、光熱費など設備費の減少等により営業利益は12億39百万円（前期比4.8%増）、経常利益は13億円（前期比7.3%増）、当期純利益は6億88百万円（前期比17.0%増）となり、減収増益決算となりました。

なお、当社グループは、「小売事業および小売周辺事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、16億65百万円であります。その主なものとして、陽なたの丘店の新店投資、八事フランチ、四軒家フランチなど既存店活性化のための改装投資、新基幹システム導入などのシステム投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く今後の経営環境は、景気動向や社会保障制度など将来の先行き不安を背景とした消費低迷に加え、中長期的には、少子高齢化の進展や業種・業態を越えた販売競争の激化など、厳しい状況が続くものと予想されます。

こうしたなか当社グループは、平成28年3月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定し、

- ① 東海地区の食品スーパーとして、全店が「お客様支持No.1店舗」になる
- ② 従業員が“やりがいと誇り”を持てる会社になる
- ③ 株主、取引先、金融機関から信頼される企業になる

という3つのビジョンを掲げ、その実現に向けて取り組んでまいります。また、目標とする連結経営指標として、中期3ヵ年計画の最終年度である平成30年3月期において、営業収益1,020億円以上、売上高970億円以上、売上高営業利益率1.5%以上、自己資本当期純利益率（ROE）5.8%以上を目指してまいります。

中期3ヵ年計画の1年目である平成28年3月期は、店舗における食生活提案型売場の展開や品揃えの改善、店内作業の効率化等で一定の成果が得られたものの、新店や一部の改装店においては当初計画を下回る状況にあるなど、課題も残っております。

こうした状況を踏まえ、平成29年3月期は、新店開発体制の見直しを図るとともに、営業面では、ポイントカード「グラッチェカード」の会員増加に向けた対策の実行と販売データを活用した売場・品揃えの改善、惣菜を含めた生鮮食品の強化など、販売力強化に向けた取り組みを進めてまいります。

効率面では、パート社員など採用難への対応を含めて、少人数で運営するための店内作業の効率化や本部業務の見直しを行いながら、生産性向上を図ってまいります。

人事政策では、女性や若手社員の個性や能力を活かすための人事制度の見直しや人材登用、教育研修制度の充実など、従業員にとって働き甲斐のある職場環境の整備を進めてまいります。

更に、連結子会社との連携を強化し、グループシナジーを追求するとともに、当社グループにおけるコーポレートガバナンス体制やリスクマネジメントの充実・強化を図りながら、これらの取組課題を確実に実行することによって、経営の「質」を向上させ、“持続的成長”につなげてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区分 \ 期別	第 56 期 平成25年3月期	第 57 期 平成26年3月期	第 58 期 平成27年3月期	第 59 期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
営業収益 (千円)	100,257,654	99,001,174	100,861,434	100,346,651
経常利益 (千円)	1,185,060	787,511	1,211,944	1,300,489
当期純利益 (千円)	751,038	483,387	588,676	688,862
1株当たり当期純利益	37円20銭	24円67銭	30円56銭	35円76銭
総資産 (千円)	42,036,220	41,059,452	41,680,843	40,284,275
純資産 (千円)	14,008,068	14,348,330	15,441,526	15,594,281
1株当たり純資産額	693円84銭	689円43銭	744円22銭	809円53銭

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイビー	60,000	100.0	生花・園芸資材の販売
プレミアムサポート株式会社	30,000	100.0	店舗・設備等の管理メンテナンスおよびスポーツクラブの運営
サンデイリー株式会社	31,500	100.0	日配品・米飯類の製造・販売および店舗等の賃貸

(注) 当社は、平成27年9月10日付でサンデイリー株式会社の株式を追加取得し、同社を完全子会社化いたしました。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、食品スーパーマーケット事業を中核とする小売事業およびそれに付随する小売周辺事業を営んでおります。

(8) 主要な事業所

①当 社

本 社 名古屋市東区  
 物流センター 大府東海物流センター（愛知県東海市）  
 生鮮加工センター しおなぎ生鮮センター（名古屋市港区）  
 店 舗 68店舗

所在地	店 舗 名	店舗数
愛知県	八事フロンテ・覚王山フロンテ・富士見台フロンテ・白壁フロンテ 極楽フロンテ・四軒家フロンテ・勝川フロンテ・八田フロンテ館 新中島フロンテ館・白土フロンテ館・一宮フロンテ館・西枇杷フロンテ館 大府フロンテ館・知多フロンテ館・豊田フロンテ館・安城フロンテ館 豊橋フロンテ館・二川フロンテ館・汐田フロンテ館・赤岩フロンテ館 アルテ津島・アルテ東海・アルテ新舞子・アルテ碧南 アルテ岡崎北・アスティ店・稲葉地店・大曾根店 小田井店・柴田店・清水店・庄内通店 つるまい店・則武店・日比野店・松原店 瑞穂店・安田店・神守店・パディー店 鳥居松店・高横須賀店・粕谷台店・常滑青海店 陽なたの丘店・高浜店・新安城店・西尾下町店 西尾寄住店・形原店・御油店・西羽田店 田原店・ザ・チャレンジハウス平安・ザ・チャレンジハウス太平通・ザ・チャレンジハウス木場 ザ・チャレンジハウス開明・ザ・チャレンジハウス江南・ザ・チャレンジハウス味美・ザ・チャレンジハウス三郷 ザ・チャレンジハウス共栄	61店舗
三重県	四日市富田フロンテ館・アルテ津新町・玉垣店・ザ・チャレンジハウス磯山	4店舗
岐阜県	多治見フロンテ・岐阜フロンテ館・忠節フロンテ館	3店舗

②主要な子会社

会 社 名	本 社
株 式 会 社 ア イ ビ ー	愛知県長久手市
プ レ ミ ア ム サ ポ ー ト 株 式 会 社	名古屋市港区
サ ン デ イ リ ー 株 式 会 社	愛知県安城市



## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
846名 (3,434名)	27名減 (68名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は ( ) に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
775名 (3,090名)	33名減 (66名減)	44.9歳	21.2年

(注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者(8名)および臨時雇用者を含んでおりません。  
2. 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は ( ) に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,901,000
株式会社みずほ銀行	827,800
農林中央金庫	800,000
株式会社名古屋銀行	650,000

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 20,425,218株 (自己株式1,161,841株を含む)  
 (3) 株主数 2,785名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 な か の	2,127,260	11.04
ヤ マ ナ カ 共 栄 会	1,777,331	9.22
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	962,044	4.99
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	888,534	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	815,900	4.23
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	691,200	3.58
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	599,294	3.11
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	514,800	2.67
ダ イ ナ パ ッ ク 株 式 会 社	469,700	2.43
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	459,294	2.38

(注) 当社は、自己株式1,161,841株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

(平成28年3月20日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
中野 義久	代表取締役社長	
小川 達也	専務取締役 総合企画部、財務部、情報システム部担当	
佐藤 司	常務取締役 営業企画部、総務部担当	
松永安正	常務取締役 店舗運営部長兼フロンテ運営部長	
竹村 信一郎	常務取締役 開発部担当	
林 文彦	取締役 人事部、業務システム推進部担当	
高田 博司	取締役 商品部長兼物流部担当	
中野 孝彦	取締役	プレミアムサポート株式会社 代表取締役社長
吉田 雅樹	取締役	名古屋青果株式会社相談役 東洋ホールディングス株式会社 代表取締役副社長 学校法人名古屋合唱団専務理事
福井 久造	常勤監査役	
杉本 孝司	監査役	
笠松 栄治	監査役	税理士法人笠松&パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 吉田雅樹氏、監査役 福井久造氏および監査役 笠松栄治氏は、平成27年6月16日開催の第58回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 監査役 安田辰夫氏および監査役 高橋勝弘氏は、平成27年6月16日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 吉田雅樹氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 杉本孝司氏および監査役 笠松栄治氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 吉田雅樹氏、監査役 杉本孝司氏および監査役 笠松栄治氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役 笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 平成28年3月21日付で次のとおり異動を行いました。

氏名	地位および担当
佐藤 司	常務取締役 営業企画部、開発部担当
松永安正	常務取締役 店舗運営部長兼フロンテ運営部長兼 業務システム推進部担当
竹村 信一郎	取締役
林 文彦	取締役 人事部、総務部担当

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	147,676千円 (3,753千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	24,429千円 (12,369千円)
合計	14名	172,105千円

- (注) 1. 上記には、平成27年6月16日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。  
2. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は600千円であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	吉田 雅樹	名古屋青果株式会社の相談役、東洋ホールディングス株式会社の代表取締役副社長および学校法人名古屋合唱団の専務理事を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先の間には、特別な関係はありません。
社外監査役	笠松 栄治	税理士法人笠松&パートナーズの代表社員およびセイノーホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先の間には、特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	吉 田 雅 樹	平成27年6月に就任後、取締役会は13回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べるとともに、経営全般にわたり助言・提言を行っております。
社外監査役	杉 本 孝 司	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。 同じく監査役会は13回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。
社外監査役	笠 松 栄 治	平成27年6月に就任後、取締役会は13回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。 同じく監査役会は就任後10回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の業務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### 【業務の適正を確保するための体制】

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社の取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

当社およびグループ企業各社（以下、「当社グループ」という。）は、『お客様の支持を高めることがわれわれの生きがいであり唯一の成長の道である』という経営理念を実現するため、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

#### (1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
- ②担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ③当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- ②情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
- ③取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

#### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理基本規程を定め、担当取締役を委員長としたリスク管理委員会は、総合的なリスク管理体制と横断的な予防体制の整備を行う。
- ②事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会で対応する。

- ③緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画（BCP）を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。

**(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制**

- ①当社グループ各社は、取締役会を定期的に開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
- ②3事業年度を期間とする当社グループ中期経営計画および年度事業計画を策定し、当該計画を具体化するため、連結ベースでの経営指標および業績管理指標を導入して、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

**(5) 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ①当社および当社グループ各社が相互に協力しあい、総合的な事業の発展を図ることを目的とした関係会社管理規程を定める。
- ②当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ企業各社の営業成績、財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ①監査役より要請あるときはその求めに応じ、監査役の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ②当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③当該使用人の任命、異動、処遇については、監査役会の同意を得たうえで決定する。

**(7) 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**

- ①当社グループの取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
- ②当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査役に報告する。
- ③当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認したうえで迅速に当社監査役に報告する。
- ④当社の内部監査室およびコンプライアンス室等は、定期的に当社監査役に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。

**(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ①当社グループは、当社監査役へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

**(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- ①監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。  
②監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。  
③監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

**(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ①当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制**

- ①当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。  
②これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

**【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】**

当社は、平成27年5月11日の取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改訂いたしました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社および関係会社に周知を図り対応を指示いたしました。



本年度の主な取組状況は以下のとおりであります。

#### ＜法令遵守体制＞

- ・ 経営理念、企業行動憲章等を記載したミニ冊子“元気の泉”を改定し、全従業員に配布・周知している。
- ・ コンプライアンス委員会においてコンプライアンス・プログラム実践に関する重要方針を決定している。
- ・ 内部通報制度に基づき相談窓口を周知し、問題の早期発見・改善している。
- ・ 内部監査部門による業務活動全般に関する方針・計画・手続の妥当性、業務の有効性、法令遵守状況を監査している。

#### ＜情報保存管理体制＞

- ・ 取締役会議事録は取締役会開催毎に作成し、「文書取扱規程」に基づいて取締役会事務局において保存している。
- ・ 取締役会議事録・経営会議議事録は必要に応じて取締役および監査役が閲覧できる体制を整備している。

#### ＜損失危険管理体制＞

- ・ リスク管理委員会において全社優先取組リスクを特定、分析、評価、対応している。
- ・ 事業継続計画（BCP）に基づき初動対応訓練ならびに安否確認訓練を実施している。

#### ＜効率性確保体制＞

- ・ 当社グループの中期経営計画（2015年度～2017年度）を策定している。
- ・ 中期経営計画達成のための重要経営課題を設定し、経営会議等を通じて進捗確認している。

#### ＜企業集団内部統制＞

- ・ 当社グループ各社から定期的な経営状況の報告を受けている。
- ・ 子会社における新規出店等重要事項に関して事前に承認している。
- ・ 内部監査部門において子会社監査を実施し適宜サポートしている。

#### ＜財務報告内部統制＞

- ・ 全社内内部統制、業務プロセスに係る内部統制に分け、チェックリストを用いて6つの基本的要素毎に評価を実施している。

#### ＜監査役監査の実効性確保体制＞

- ・ 経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会、営業会議等に常勤監査役が出席している。
- ・ 監査役は指定する会議体の議事録および重要な決裁書類を閲覧している。
- ・ 内部監査部門が実施した内部監査結果について監査役に報告している。
- ・ 内部通報制度の運用状況に関してコンプライアンス室が監査役に報告している。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,303,716</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,341,023</b>
現金及び預金	3,585,762	買掛金	5,616,122
売掛金	1,139,260	短期借入金	1,510,000
商品及び製品	2,610,095	一年内償還予定社債	158,000
仕掛品	648	一年内返済予定長期借入金	1,779,456
原材料及び貯蔵品	37,582	未払金	874,463
繰延税金資産	244,331	未払費用	1,162,465
その他	1,687,678	未払法人税等	135,525
貸倒引当金	△1,642	賞与引当金	307,849
<b>固 定 資 産</b>	<b>30,926,973</b>	ポイント引当金	134,793
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,641,558</b>	資産除去債務	12,089
建物及び構築物	8,707,928	その他	650,259
機械装置及び車輛運搬具	304,661	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,348,970</b>
器具及び備品	498,403	社債	3,144,000
土地	9,699,780	長期借入金	4,727,202
リース資産	430,784	リース債務	353,836
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>959,266</b>	預り保証金	970,451
借地権	490,997	繰延税金負債	717,847
ソフトウェア	438,969	退職給付に係る負債	1,003,340
その他	29,299	資産除去債務	1,323,841
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,326,148</b>	その他	108,450
投資有価証券	4,305,859	<b>負 債 合 計</b>	<b>24,689,993</b>
差入保証金	5,458,458	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
繰延税金資産	9,116	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,047,374</b>
その他	616,085	資本金	4,220,618
貸倒引当金	△63,371	資本剰余金	6,538,139
<b>繰 延 資 産</b>	<b>53,585</b>	利益剰余金	5,178,363
社債発行費	53,585	自己株式	△1,889,745
<b>資 産 合 計</b>	<b>40,284,275</b>	その他の包括利益累計額	1,546,906
		その他有価証券評価差額金	1,809,758
		退職給付に係る調整累計額	△262,851
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,594,281</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>40,284,275</b>

# 連結損益計算書

(平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	95,240,569
売上原価	70,606,209
売上総利益	24,634,360
その他の営業収入	5,106,081
営業総利益	29,740,442
販売費及び一般管理費	28,501,005
営業利益	1,239,436
営業外収益	
受取利息及び配当金	75,856
持分法による投資利益	16,429
情報提供料収入	50,031
その他	84,774
営業外費用	
支社払利息	123,324
社債発行費	17,276
その他	25,438
経常利益	166,039
特別利益	1,300,489
固定資産売却益	5,296
投資有価証券売却益	133,577
特別損失	
固定資産除却損失	124,314
減損損失	356,869
投資有価証券売却損	285
税金等調整前当期純利益	481,470
法人税、住民税及び事業税	360,266
法人税等調整額	193,184
少数株主損益調整前当期純利益	957,894
少数株主利益	404,442
当期純利益	△284,419
	688,862

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,220,618	5,766,230	4,643,609	△1,889,613	12,740,844
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△154,108	－	△154,108
当 期 純 利 益	－	－	688,862	－	688,862
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△132	△132
連結子会社株式の取得 による持分の増減	－	771,908	－	－	771,908
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	771,908	534,753	△132	1,306,530
当 期 末 残 高	4,220,618	6,538,139	5,178,363	△1,889,745	14,047,374

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,590,095	5,404	1,595,500	1,105,180	15,441,526
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△154,108
当 期 純 利 益	－	－	－	－	688,862
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	△132
連結子会社株式の取得 による持分の増減	－	－	－	－	771,908
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	219,662	△268,256	△48,594	△1,105,180	△1,153,775
当 期 変 動 額 合 計	219,662	△268,256	△48,594	△1,105,180	152,755
当 期 末 残 高	1,809,758	△262,851	1,546,906	－	15,594,281

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は、(株)アイビー、プレミアムサポート(株)、サンデイリー(株)の3社となっており、(株)安祥、醍醐食品(株)は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社は、新城商業開発(株)の1社となっております。なお、アスティ開発(株)は小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用から除いております。また、非連結子会社である(株)安祥、醍醐食品(株)についても、いずれも小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

#### (3) 連結子会社の期末決算日等に関する事項

すべての連結子会社の決算末日は、連結決算日と同一であります。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 商品及び製品

主として売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、生鮮加工センター等の商品は、最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### 仕掛品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

## ②重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	建物（建物附属設備及びサンデイリー(株)の工場建物設備を除く）は、定額法 その他の資産は、定率法 主な耐用年数 建物及び構築物 8年～39年 器具及び備品 5年～10年
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員及びパート社員の賞与の支払に充てるために、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
ポイント引当金	グラッチェカード会員に付与したポイント及び満点グラッチェ買物券の使用に備えるため、当連結会計年度末において、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

## ④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の 計上基準	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更にに関する注記

### (1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

### (2) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を早期適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する当連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益は925千円減少し、税金等調整前当期純利益は771,908千円減少し、当期純利益は771,612千円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が771,908千円増加しております。

### (3) 情報処理手数料の処理方法の変更

仕入先に対する情報処理手数料を、従来、営業外収益「オンライン手数料」として処理しておりましたが、当連結会計年度から売上原価から控除する方法に変更しております。この変更は、基幹システムの入替えにより、商品別にオンライン手数料の把握が可能になったことを契機に、当該取引の性格などを再検討した結果、当該取引が以前に比べ変化していることが明らかになったため、経営成績をより適切に表現するために行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっておりますが、累積的影響額は軽微であるため反映しておりません。

この変更により、遡及適用を行う前と比較して、前連結会計年度の売上総利益、営業総利益及び営業利益は335,041千円増加し、営業外収益「オンライン手数料」は同額減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	定期預金	63,480千円
	建物	128,893千円
	土地	720,375千円
	計	912,748千円
②担保に係る債務	短期借入金	50,000千円
	一年内返済予定長期借入金	33,600千円
	長期借入金	517,200千円
	預り保証金	63,480千円
	計	664,280千円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

27,092,368千円

#### (3) 保証債務

連結子会社以外の関連会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

新安城商業開発株式会社

382,000千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 20,425,218株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,161,841株

(3) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月16日 定時株主総会	普通株式	77,054	4.00	平成27年3月20日	平成27年6月17日
平成27年10月26日 取締役会	普通株式	77,053	4.00	平成27年9月20日	平成27年12月2日

(注) 配当金の総額は、当社の配当した金額の総額であります。



②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成28年6月14日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

1. 配当金の総額	77,053千円
2. 1株当たり配当額	4.00円
3. 基準日	平成28年3月20日
4. 効力発生日	平成28年6月15日

- (注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。  
2. 配当金の総額は、当社の配当予定金額の総額であります。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

①当社グループの資金調達は、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方、店舗開設等のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債発行またはリース取引により調達しております。

また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、主にクレジット売掛金であり、回収までの期間は短期であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金は、主に店舗の土地又は建物を賃借するためのものであり、契約先の保有する土地又は建物に抵当権を設定するなどの保全措置をしております。

買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びリース債務は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね5年以内であります。

預り保証金は、主として当社店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約満了時に返還が必要になります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2) 参照  
(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	3,585,762	3,585,762	—
② 売掛金	1,139,260	1,139,260	—
貸倒引当金	△1,642	△1,642	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	3,632,983	3,632,983	—
④ 差入保証金	1,359,211	1,296,198	△63,013
貸倒引当金	△21,192	△21,192	—
資 産 計	9,694,383	9,631,370	△63,013
① 買掛金	5,616,122	5,616,122	—
② 短期借入金	1,510,000	1,510,000	—
③ 未払金	874,463	874,463	—
④ 未払法人税等	135,525	135,525	—
⑤ 社債（一年内償還予定含む）	3,302,000	3,327,269	25,269
⑥ 長期借入金（一年内返済予定含む）	6,506,658	6,598,486	91,828
⑦ リース債務	353,836	349,968	△3,868
⑧ 預り保証金	51,871	52,037	166
負 債 計	18,350,477	18,463,872	113,395

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価と帳簿価額はほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

④差入保証金

時価の算定方法は、元金利率の合計額をリスクフリーの利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、差入保証金の一部においては、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、評価しておりません。

## 負債

### ①買掛金、②短期借入金、③未払金、及び④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ⑤社債（一年内償還予定含む）、⑥長期借入金（一年内返済予定含む）、及び⑦リース債務

これらの時価の算定方法は、元金利の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### ⑧預り保証金

時価の算定方法は、元金利の合計額をリスクフリーの利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、預り保証金の一部においては、契約の解約時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、評価しておりません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
イ. 投資有価証券	672,875
ロ. 差入保証金	4,099,247
ハ. 預り保証金	918,580

#### イ. 投資有価証券

投資有価証券の中に含まれる非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

#### ロ. 差入保証金

差入保証金の一部については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④差入保証金」には含めておりません。

#### ハ. 預り保証金

預り保証金の一部については、契約の解約時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑧預り保証金」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 809円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 35円76銭  |

## 7. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

### (1) 取引の概要

#### ①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：サンデイリー株式会社（当社の連結子会社）

事業の内容：日配品・米飯類の製造及び店舗等の賃貸

#### ②企業結合日

平成27年9月10日（みなし取得日は平成27年9月20日としております。）

- ③企業結合の法的形式  
少数株主からの株式追加取得による完全子会社化
  - ④結合後企業の名称  
変更ありません。
  - ⑤その他取引の概要に関する事項  
当社グループの連携を更に強化し、グループ全体の企業価値向上を図ることを目的に、少数株主が保有する株式を追加取得いたしました。
- (2) 実施した会計処理の概要  
「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引として処理しております。
- (3) 子会社株式の追加取得に関する事項  
取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
現金及び預金 48,853千円
- (4) 少数株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
- ①資本剰余金の主な変動要因  
子会社株式の追加取得
  - ②少数株主との取引によって増加した資本剰余金の金額  
771,908千円

# 貸借対照表

(平成28年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,992,704</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,951,237</b>
現金及び預金	3,331,753	買掛金	5,576,632
売掛金	1,107,673	短期借入金	1,180,000
商品	2,576,399	一年内償還予定社債	158,000
貯蔵品	14,295	一年内返済予定長期借入金	1,743,000
繰延税金資産	220,740	未払金	836,730
未収入金	1,025,147	未払費用	1,065,226
その他の金	717,435	未払法人税等	105,254
貸倒引当金	△741	預り金	420,764
<b>固 定 資 産</b>	<b>29,511,332</b>	賞与引当金	290,766
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,319,602</b>	ポイント引当金	134,793
建物	7,988,429	資産除去債務	12,089
構築物	314,312	その他	427,980
機械及び装置	217,609	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,498,871</b>
車輜運搬具	0	社債	3,144,000
器具及び備品	478,874	長期借入金	4,195,000
土地	8,978,116	リース債務	231,791
リース資産	342,260	預り保証金	1,092,615
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>947,289</b>	繰延税金負債	834,021
借地権	482,288	退職給付引当金	610,790
ソフトウェア	437,255	資産除去債務	1,285,601
その他	27,746	その他	105,050
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>10,244,440</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,450,108</b>
投資有価証券	3,659,184	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
関係会社株	592,128	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,297,755</b>
保険積立金	137,074	資本	4,220,618
差入保証金	5,454,938	資本剰余金	5,766,230
長期前払費用	240,163	資本準備金	5,766,230
その他の金	186,346	利益剰余金	4,174,414
貸倒引当金	△25,395	利益準備金	570,681
<b>繰 延 資 産</b>	<b>53,585</b>	その他利益剰余金	3,603,732
社債発行費	53,585	固定資産圧縮積立金	754,228
<b>資 産 合 計</b>	<b>38,557,622</b>	別途積立金	960,000
		繰越利益剰余金	1,889,504
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△863,507</b>
		評価・換算差額等	1,809,758
		その他有価証券評価差額金	1,809,758
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,107,513</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>38,557,622</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	95,011,576
売上原価	70,911,686
売上総利益	24,099,890
その他の営業収入	4,469,059
営業総利益	28,568,949
販売費及び一般管理費	27,507,736
営業利益	1,061,212
営業外収益	
受取利息及び配当金	75,787
情報提供料収入	50,031
その他	78,349
	204,168
営業外費用	
支払利息	105,565
社債発行費	17,276
その他	23,783
	146,626
特別利益	1,118,754
固定資産売却益	5,029
投資有価証券売却益	133,577
	138,607
特別損失	
固定資産除却損	123,341
減損	11,597
投資有価証券売却損	285
	135,224
税引前当期純利益	1,122,137
法人税、住民税及び事業税	316,600
法人税等調整額	187,837
当期純利益	617,699

## 株主資本等変動計算書

(平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,220,618	5,766,230	5,766,230	570,681	745,690	960,000	1,434,451	3,710,822
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△154,108	△154,108
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	-	-	-	-	8,538	-	△8,538	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	617,699	617,699
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	8,538	-	455,053	463,591
当 期 末 残 高	4,220,618	5,766,230	5,766,230	570,681	754,228	960,000	1,889,504	4,174,414

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△863,375	12,834,296	1,590,095	1,590,095	14,424,392
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△154,108	-	-	△154,108
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	617,699	-	-	617,699
自 己 株 式 の 取 得	△132	△132	-	-	△132
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	219,662	219,662	219,662
当 期 変 動 額 合 計	△132	463,459	219,662	219,662	683,121
当 期 末 残 高	△863,507	13,297,755	1,809,758	1,809,758	15,107,513

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、生鮮加工センター等の商品は、最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

建物 (建物附属設備を除く) は、定額法

その他の資産は、定率法

主な耐用年数

建物

8年～39年

器具及び備品

5年～10年

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員及びパート社員の賞与の支払に充てるために、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。



ポイント引当金	グラッチェカード会員に付与したポイント及び満点グラッチェ買物券の使用に備えるため、当事業年度末において、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	
退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

### (2) 情報処理手数料の処理方法の変更

仕入先に対する情報処理手数料を、従来、営業外収益「オンライン手数料」として処理しておりましたが、当事業年度から売上原価から控除する方法に変更しております。この変更は、基幹システムの入替えにより、商品別にオンライン手数料の把握が可能になったことを契機に、当該取引の性格などを再検討した結果、当該取引が以前に比べ変化していることが明らかになったため、経営成績をより適切に表現するために行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の計算書類となっておりますが、累積的影響額は軽微であるため反映しておりません。

この変更により、遡及適用を行う前と比較して、前事業年度の売上総利益、営業総利益及び営業利益は343,083千円増加し、営業外収益「オンライン手数料」は同額減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

**3. 貸借対照表に関する注記**

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務		
①担保に供している資産	定期預金	63,480千円
②担保に係る債務	預かり保証金	63,480千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		24,384,853千円
(3) 保証債務		
関係会社の金融機関からの借入金及び取引先への買掛金に対し債務保証を行っております。		
	新安城商業開発株式会社 (借入金)	382,000千円
	株式会社アイビー (買掛金)	5,970千円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
①短期金銭債権		62,469千円
②長期金銭債権		233,509千円
③短期金銭債務		516,086千円
④長期金銭債務		224,992千円
(5) 取締役・監査役に対する金銭債務		
	長期金銭債務	105,050千円

**4. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
	その他の営業収入	210,003千円
	仕入高	2,292,880千円
	販売費及び一般管理費	737,025千円
	営業取引以外の取引による取引高	18,541千円

**5. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式 1,161,841株

**6. 税効果会計に関する注記**

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産 (流動)		
	賞与引当金	95,458千円
	ポイント引当金	44,252千円
	未払事業税	13,873千円
	未払事業所税	24,564千円
	その他	42,591千円
	繰延税金資産 (流動) 合計	220,740千円

繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	196,659千円
減損損失	1,158,432千円
資産除去債務	412,163千円
ソフトウェア	31,304千円
耐用年数短縮による償却超過	93,735千円
その他	169,896千円
繰延税金資産（固定）小計	2,062,193千円
評価性引当額	△1,574,430千円
繰延税金資産（固定）合計	487,762千円
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△356,322千円
その他有価証券評価差額金	△854,001千円
その他	△111,460千円
繰延税金負債（固定）合計	△1,321,784千円
繰延税金資産との相殺額	487,762千円
繰延税金負債（固定）の純額	△834,021千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成28年3月21日から開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.37%から32.83%となります。また、平成29年3月21日から開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.37%から32.06%となります。

なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月21日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の32.83%から30.70%となります。また、平成31年3月21日から開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.51%となります。

なお、この税率変更による翌事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1	年	内	2,692,488千円
1	年	超	14,725,228千円
合 計			17,417,716千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員 の兼任等	事業上 の関係				
関連会社	新安城商業開発(株)	(所有) 直接 48.8 (被所有) —	兼任 3人	店舗等の賃貸 借及び管理	債務保証	382,000	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
新安城商業開発(株)の銀行借入につき、債務保証を行っております。  
2. 上記の取引金額には、消費税等を含んでおりません。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社役員 及び その近親者	中野 義久	(被所有) 直接 0.0 間接 11.6	当社 代表取締役社長	子会社株式 の取得	26,919	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
子会社株式の買取価格については、独立した第三者による株価評価書により算定した価格を参考として、協議のうえ決定しております。  
2. 上記の取引金額には、消費税等を含んでおりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 784円26銭  
(2) 1株当たり当期純利益 32円7銭

## 10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月30日

株式会社 ヤマナカ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 河 嶋 聡 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマナカの平成27年3月21日から平成28年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

「会計方針の変更に関する注記」に記載されているとおり、会社は、仕入先に対する情報処理手数料を、従来、営業外収益「オンライン手数料」として処理していたが、当連結会計年度から売上原価から控除する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年4月30日

株式会社 ヤ マ ナ カ  
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 中 康 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 河 嶋 聡 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマナカの平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計方針の変更に関する注記」に記載されているとおり、会社は、仕入先に対する情報処理手数料を、従来、営業外収益「オンライン手数料」として処理していたが、当事業年度から売上原価から控除する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月2日

株式会社ヤマナカ 監査役会  
常勤監査役 福井 久造 ㊟  
監査役（社外監査役） 杉本 孝司 ㊟  
監査役（社外監査役） 笠松 栄治 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 【期末配当に関する事項】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置づけ、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、第59期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円                      総額     77,053,508円

これにより、中間配当金（1株につき4円）を含めた当期の年間配当金は、1株につき8円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月15日



## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化および意思決定の迅速化を図るため取締役を2名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	なかのよしひさ 中野義久 (昭和31年5月12日生)	昭和60年3月 当社入社 平成2年6月 当社取締役 平成4年6月 当社常務取締役 平成6年6月 当社専務取締役 平成8年2月 当社代表取締役副社長 平成9年5月 当社代表取締役社長 平成19年3月 当社代表取締役社長執行役員 平成24年3月 当社代表取締役社長(現任)	1,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成9年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての見識、豊富な経験と実績を有しております。スーパーマーケット事業に精通し、当社の経営全般を統括する最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>		
2	おがわたつや 小川達也 (昭和30年2月5日生)	昭和53年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成18年10月 同行名古屋営業部長 平成21年3月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役執行役員 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 平成24年3月 当社取締役 平成25年3月 当社専務取締役(現任) (担当) 総合企画部、財務部、情報システム部担当	5,700株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>金融機関において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識を有しております。当社においては専務取締役として主に企画・財務・情報システム部門を統括し、今後も当社グループ全体の経営戦略およびコーポレート・ガバナンス戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">さとうつかさ 佐藤 司 (昭和30年11月3日生)</p>	<p>昭和54年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行                      平成16年1月 同行堀留支店長                      平成18年1月 当社入社                      平成18年2月 当社執行役員                      平成18年6月 当社取締役                      平成19年3月 当社取締役執行役員                      平成22年3月 当社取締役常務執行役員                      平成24年3月 当社取締役                      平成25年3月 当社常務取締役（現任）                      （担当）                      営業企画部、開発部担当</p>	7,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      金融機関において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識を有しております。当社においてはこれまで管理部門と営業部門の責任者を幅広く務め、今後も営業戦略および出店戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
4	<p style="text-align: center;">まつながやすまさ 松 永安正 (昭和28年4月10日生)</p>	<p>昭和51年3月 当社入社                      平成16年3月 当社フランテ事業部担当ブロック長                      平成18年2月 当社執行役員                      平成21年6月 当社取締役執行役員                      平成24年3月 当社取締役                      平成26年4月 当社常務取締役（現任）                      （担当）                      店舗運営部長兼フランテ運営部長                      兼業務システム推進部担当</p>	5,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      当社において長年にわたり店舗運営部、フランテ運営部などの営業部門に携わり、スーパーマーケット事業に対する豊富な経験と実績、高い専門能力を有しております。今後も店舗運営部門の責任者として、店舗の販売戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	はやし ふみ ひこ 林 文 彦 (昭和30年11月3日生)	昭和53年3月 当社入社 平成15年3月 当社ブロック長 平成23年6月 当社執行役員 平成24年3月 当社店舗運営部副部長 平成25年3月 当社店舗運営部長兼業務システム推進部長 平成25年6月 当社取締役(現任) (担当) 人事部、総務部担当	2,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社において長年にわたり店舗運営部などの営業部門に携わり、スーパーマーケット事業に対する豊富な経験と実績、高い専門能力を有しております。平成26年からは営業部門での経験を活かし人事・総務部門の責任者を務め、今後も人事戦略およびリスクマネジメント戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
6	たか だ ひろ し 高 田 博 司 (昭和34年10月1日生)	昭和58年3月 当社入社 平成21年9月 当社営業本部長付生鮮物流担当部長 平成22年3月 当社執行役員 平成24年3月 当社商品部長 平成25年6月 当社取締役(現任) (担当) 商品部長兼物流部担当	3,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社において長年にわたり商品部、物流部などの営業部門に携わり、スーパーマーケット事業に対する豊富な経験と実績、高い専門能力を有しております。今後も商品部門の責任者として、商品戦略および物流戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p>【社外取締役候補者】</p> <p>よしだまさき 吉田雅樹 (昭和21年10月13日生)</p>	<p>昭和45年4月 名古屋青果株式会社入社 昭和52年5月 同社取締役 昭和58年5月 同社常務取締役 昭和58年5月 東洋ビル株式会社（現東洋ホールディングス株式会社）代表取締役専務 平成7年4月 名古屋青果株式会社代表取締役専務 平成23年6月 同社取締役副社長 平成24年4月 東洋ホールディングス株式会社代表取締役副社長（現任） 平成26年5月 名古屋青果株式会社相談役（現任） 平成27年6月 当社取締役（現任） &lt;重要な兼職の状況&gt; 名古屋青果株式会社相談役 東洋ホールディングス株式会社代表取締役副社長 学校法人名古屋合唱団専務理事</p>	200株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>青果物の卸売事業に精通し、かつ長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田雅樹氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
3. 吉田雅樹氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 吉田雅樹氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、同氏が再任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

#### 1. 提案の理由

当社は、当社の取締役および当社子会社の代表取締役（以下、「役員等」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、役員等に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（B B T（= Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

本議案は、平成17年6月15日開催の第48回定時株主総会においてご承認をいただきました当社取締役の報酬額（年額170百万円。ただし、使用人分の給与は含みません。）とは別枠で、当社の取締役に対して支給する新たな業績連動型株式報酬についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第2号議案取締役7名選任の件が本総会にて承認可決された場合、本制度の対象となる当社の取締役の員数は社外取締役1名を除く6名となります。

#### 2. 本制度における報酬等の額および参考情報

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、役員等に対して、当社および当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員等の退任時となります。

##### (2) 本制度の対象者

当社の取締役および当社子会社の代表取締役（なお、当社の社外取締役、監査役は本制度の対象外とします。）

##### (3) 信託期間

平成28年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）および（7）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成28年3月20日で終了した事業年度から平成30年3月20日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく役員等への給付を行うための株式の取得資金として、130百万円（うち、当社の取締役分として105百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく役員等への給付を行うための株式の取得資金として、130百万円（うち、当社の取締役分として105百万円）を上限として本信託に追加拠出いたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（役員等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、130百万円から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、160,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

#### (6) 役員等に給付される当社株式数の算定方法

役員等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。かかるポイントの付与は、平成28年3月20日で終了した事業年度分より開始することを予定しております。

なお、役員等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議

の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる役員等のポイント数は、退任時までに当該役員等に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されま  
す(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (7) 当社株式等の給付時期

役員等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。ただし、役員等が役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該役員等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

#### (8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

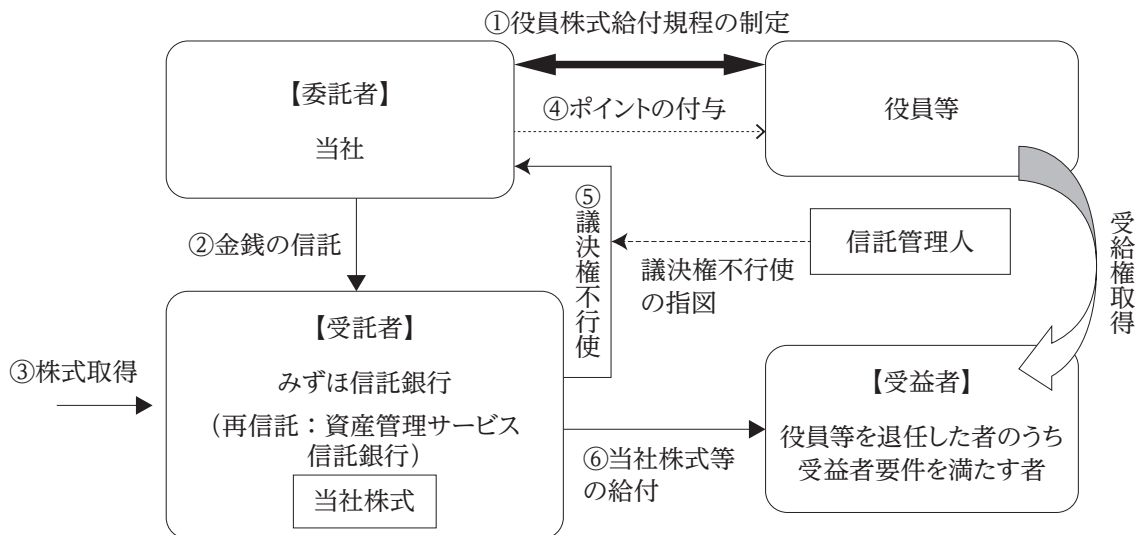
#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する役員等に対して、給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により役員等に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

<本制度の仕組み>



- ① 本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、当社および当社子会社において「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社および当社子会社は、「役員株式給付規程」に基づき役員等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社および当社子会社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、役員等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、役員等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該役員等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

以上



## 株主総会会場ご案内図

**会場** 名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」

**交通機関** 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約3分  
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分  
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

\*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用  
くださいますようお願い申し上げます。

\*受付は2階でいたしております。

